

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の皆さまへ ～令和8年8月から高額療養費制度が見直されます～

高額療養費制度とは

改正内容

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。

- 自己負担上限額が変わります！
- 新たに年間の上限額が設けられました！

適用区分		令和8年8月から令和9年7月まで(令和9年8月以降も改正予定あり)			
		年収目安	入院+外来		外来
70歳未満	70歳以上		世帯月額上限(※1) 〈多数該当〉	世帯年間上限	個人 (70歳以上)
ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+1%(※2) 〈140,100円〉	1,680,000円	
イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円+1%(※2) 〈93,000円〉	1,110,000円	
ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円+1%(※2) 〈44,400円〉	530,000円	
エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 〈44,400円〉	530,000円	月額上限 22,000円 (年間上限) 216,000円
オ		住民税非課税世帯 (70歳未満)	36,900円 〈24,600円〉	290,000円	
		住民税非課税世帯 (70歳以上)	25,700円 〈24,600円〉	290,000円	月額上限 11,000円 (年間上限) 96,000円
		一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) (70歳以上)	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

(※1)多数該当は同じ世帯で直近12か月に3回自己負担限度額に達する診療月があった場合の4回目以降限度額

(※2)総医療費から控除された額の1%が加算されます

高額療養費制度の見直しに係る Q&A

Q 8月から医療機関の窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A 窓口で支払う医療費は、その月にどれくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

Q 自身の適用区分はどのように確認できますか？

A マイナ保険証をご利用の方 … マイナポータル
マイナ保険ご利用のない方 … 限度額適用認定証(交付済の方)
で国民健康保険の方

後期高齢者医療保険の方 … 資格確認書(任意記載事項あり)

なお、限度額適用認定証が未交付、資格確認書に任意記載事項がない方は役場窓口にて照会できます。



お問い合わせ先 | 町民課 ☎ 22-3117